

ドイツにおける他者の記憶と権利 ——序文に代えて

高橋秀寿

2016年度連続講座「越境する民——変動する世界」の第3回のテーマは「難民・移民・アイデンティティ——ドイツの経験」です。報告者としてドイツ在住のジャーナリストである梶村太一郎さんと東北学院大学の石川真作さん、コメンテーターとして京都大学大学院の佐々木淳希さんに来ていただきました。

戦後復興とその後の高度成長期に労働力不足に陥った西ドイツは1950年代から積極的に外国人労働力を受け入れてきました。この労働力は「ガスト・アルバイター」、すなわち「客人」としてみなされ、ドイツ社会に長期的に定住することを前提としない労働力として導入されましたが、オイル・ショック以後に多くの在独外国人、とくにトルコ人が家族をドイツに呼び寄せ、また二世、三世が誕生することで、ドイツ社会で定住していくこととなります。ドイツ政府は「ドイツは移民の国ではない」という原則のもとでこの外国人を移民とみなすことを長らく拒否してきましたが、その原則は統一後のドイツ社会の現実と齟齬をきたすに至って、ドイツの政治と社会は「移民」の存在を認め、この市民との向き合い方を模索しつづけています。移民を可能なかぎり制限してきた日本とは異なる道をドイツは選択しました。

同じことは難民についても言えます。2015年に内戦が続くシリアからヨーロッパをめざした難民をドイツは約100万人受け入れたことはまだ記憶に新しいことでしょう。たしかにその政策はドイツ国内で激しい反発を招きましたが、日独の難民受け入れ数の差は桁違い以上のものです。

しかし、この相違からすぐさま「日本はドイツに学べ」といった教訓をここで導き出すつもりはありません。移民と難民は受け入れるべきという基準を前提にして評価を下してしまうと、この受け入れによって生じたドイツ政治・社会における深刻な問題を過小評価してしまいます。また日独が共通して抱える問題からも目をそらしてしまうことになるでしょう。むしろこの差異が生じている原因を見つめたうえで、この差異を問題にすべきでしょう。

私は文学部の西洋史専攻というところで教鞭をとっていますが、移民をテーマにして卒論を書く学生が増えてきました。もちろんその論調は、日本が移民をもっと受け入れるべきか、制限すべきかといった卒論執筆者の政治的判断によって大きく異なっています。しかしこれらの卒論にはこの問題に対する共通のスタンスが見られます。それは、ほぼ全員が自分を移民・難民の立場に置きながら卒論を執筆していないということです。つまり、国外で仕事をすることはありうると考えながらも、自分が移民・難民として国境をこえて国外で定住する未来像を可能性として描きながら移民・難民を問題にしています。移民・難民はやってくるものであって、外国人なのであり、日本人がそのような存在になるということはほとんど想定されていません。

その意味で移民・難民は他者なのです。

ここからもう一つの共通した傾向が生じています。移民・難民の立場で受け入れの可否が判断されていないということです。つまり、移民・難民の受け入れはこの集団自身にとって必要であるのかではなく、受入国の社会・経済的な利得にしたがって判断されています。たとえば、受け入れ国に労働力不足の解消や経済的な利益、あるいは人口動態的に安定した社会構造をもたらすような場合に受け入れは肯定され、受入国の労働者における失業率の上昇や異文化の流入による社会紛争、移民の犯罪による社会不安などを招来すると判断されれば、拒否的な立場がとられます。

以上のことは現在の学生だけではなく、日本の一般社会にも言えることでしょう。日本でかつて深刻な労働力不足が叫ばれていたときには外国人労働力の導入が盛んに提唱されましたが、今では移民の増加は社会不安やテロのイメージと安直に結びつけられ、これまで移民・難民の受け入れをできるかぎり制限してきた日本政府の政策が英断とさえ評価されつつあります。しかしこのことは程度の差はあれドイツ社会にもあてはまります。ドイツも「ガスト・アルバイター」や東欧からの難民が労働力不足を解消して、ドイツ経済の発展に寄与していたかぎりでは、あるいは少子高齢化に伴う勤労人口の減少問題を解決する存在として、その受け入れは肯定されました。しかし現在では、移民と難民のそのような役割に対して否定的な見解が広がり、イスラム原理主義者によるテロはその傾向を強く後押しすることになりました。

このような同じ態度をもたらしている根本的な原因は自明です。ドイツも日本も同じ国民国家であり、その原則にしたがって移民と難民の存在が判断されているからです。国民国家は国民のための国家なのであって、国境をこえて流入してくる者を国民として迎え入れるのか、外国人として定住させるのか、その流入に国境を閉ざすのかは国民国家が国民の名のもとに判断するからです。

一見、至極当然のこのように思われますが、国境と県境の違いを通して国民国家の問題を考えてみましょう。私は宮城県から学生生活を送るために京都市に移り、それ以来ずっとこの都市に住んでいます。しかし京都府から定住の是非を問われたこともなければ、その許可を求められたことはありません。県境をこえて定住することは国内に定住する誰にも認められた自由と権利であって、もし私が宮城県を出ることを拒否されたり、京都府に入ることを阻止されたりしたならば、それは自明の自由と権利の侵害として許されない不当行為とみなされるでしょう。すなわち、国境は県境とは根本的に異なる役割を担っており、県境では基本的人権の侵害であることが、国境では国家の当然の権利として認められているのです。国民国家は国民と他者を峻別し、前者にだけ自由と権利を与えることを前提にする国家体制なのです。なぜ国境を越えて移動し、ほかの国民国家に定住することは自明の権利として認められないのか。国民国家の原則を持ち出さない限り、この問題に正当な理由づけをすることは困難でしょう。国民国家は「他者の権利」を認めようとしないう体制です。

しかし、ドイツの憲法（基本法）はこの「他者の権利」を認める条項をもっています。その16条には「政治的に迫害されたものは庇護権を享有する」と書かれています。この条項は、政治的な被迫害者をドイツ国家が庇護することを義務づけているのですから、ドイツ国家が迫害の主体ではありません。その意味でこの条項はドイツ国民には適用しえない権利を主張してい

るのであり、まさしくドイツ国内で庇護されることを非ドイツ人＝外国人に認めた「他者の権利」にほかなりません。いうまでもなく、このような条項には、共産主義政権から逃れてくる亡命者を受け入れることで、自らの体制の正統性を誇示する目的が込められていましたが、ナチス時代の経験も重要な役割を果たしています。ナチスに政治的に敵対する多くの政治家や知識人、ナチズムによってあらゆる権利を奪われた民族・宗教・社会的・性的マイノリティがナチス・ドイツから亡命する道を選択し、あるいは強要されたからです。自らが認められた、あるいは認められずに苦々しい思いをした権利が自らの憲法に刻まれることになりました。この条項は多くの庇護申請者がドイツに押し寄せてくる根拠となったために、93年に改正されて、受け入れ条件が厳しくされましたが、それでも現在に至るまで政治的議論の対象になっています。しかし、2015年に多くの難民を受け入れるメルケルの決断には、人口動態上の問題を解決する意図が込められていましたが、憲法に刻まれたこの「他者の権利」の伝統が息づいていたことも確かです。

またドイツは、第二次大戦の終戦時に千万単位の人びとが難民として現在のドイツ国境内に強制的に移住させられる経験もしています。東欧の旧ドイツ帝国内外のドイツ系住民が故郷を追われ、異郷での生活を強いられたからです。異郷といってもドイツ国内に移住させられたわけですから、この「故郷被追放者」は本来の意味での移民でも、難民でもありませんが、この移住に対する怒りは西ドイツにおいて——東ドイツでは政府によってその不満や憤慨は抑え込まれた——激しく、長らくその不当性が訴えられ続けました。列車やバスに詰め込まれ、あるいは徒歩で移住を強制され、一文無しから新たな生活を築かなければならなかったその経験は、難民のそれとたがわず、戦後長らく集合的記憶として受け継がれてきたのです。

同じ国民国家でありながら、移民、とくに難民の受け入れに関して生じた日独の大きな差異の原因の一つは、まさに以上の点に求められるでしょう。国民国家は移民・難民を生み出し続けながらも、その存在を国民国家の原則に抵触する者として、例外状態のなかに置こうとします。そのため国民国家はその存在を脱出者として国民史のなかから排除するか、移民・難民の地位から脱却して国民の一員となっていくサクセス・ストーリーのなかに位置づける傾向にあります。こうしてとくに日本では、国民史の主体である国民が移民や難民であった歴史は忘却されてきました。移民・難民は「他者」なのです。しかしドイツでは、この移民・難民の存在はくり返し国民史のなかに侵入しており、自らが移民・難民であった歴史が想起されてきました。

「私たち」という人称代名詞のもとで叙述されることで、国民史は「他者」を形成かつ排除しながら過去を記憶していきました。しかし、つねに「他者」との遭遇を体験せざるをえないグローバリゼーションのなかで生きる「私たち」に求められているのは、「他者」として忘却されてきた過去を呼び起こし、この「私たち」の存在そのものも問い直すことではないでしょうか。ドイツはいま——どのような方向に向かっているのかまったく分かりませんが——その壮大な実験を試みているように思えてなりません。

では、この実験がいったいどのようなものであり、どうなっているのか、梶村さんと石川さんのご報告と佐々木さんのコメントに耳を傾けたいと思います。

